

カタルーニャにおける情報保障 カタルーニャ手話に関するききとり調査¹

愛知県立大学外国語学部ヨーロッパ学科スペイン語圏専攻
糸魚川美樹
津山工業高等専門学校
かどやひでのり

1. はじめに:本調査の背景と目的

あらゆる権利保障の前提になるといってもよい情報保障はきわめて多様な側面をもつ。権利保障のプロセスにおいて、たとえば、医療機関において適切な医療をうけるという基本的な権利充足のために必要となるコミュニケーション（情報の受発信）は、おおくの場合、言語の媒介によるから、理解可能な言語を当該コミュニケーションにおいて使用できることは情報保障の一部に含まれる（これをとくにとりだして概念化したものが言語権である）。しかし、人間のコミュニケーションは、身体（手・足・頭部など、多数の関節・筋肉の可動性や五感をふくむ認知すべて）の物理的なありかたによってつねに拘束されるため、情報保障を十全におこなうために必要な要素は使用言語の適切な選択という単純な次元にはとどまらない。音声／文字を受信できない、受信できても発信できない、受信できてもその内容の理解がむずかしい、コミュニケーションの場へ移動できない、言語によるコミュニケーションそのものが困難、コミュニケーションへの意志をもてない、あるいはこれらの複合された状態など、無数の可能性があるからである。そうした可能性のごく一部があらわれた極少のケースについて、かりに情報保障を放棄するなら、それは基本的な権利そのものの普遍性を放棄することにつながるといってよい。したがって、放棄という選択をしないのであれば、十全な保障という、達することのない極限值をもとめる営為として、情報保障を試行錯誤しつづける必要がある。

こうした情報保障の特性は、その普遍的保障をめざす政策を立案、実施することの困難さをもたらす。かぎられた社会資源をどこにどのような原則にもとづいて分配し、情報保障のためのどのようなしくみを構築するべきかという問いに対する最終的な解はないからである（そもそも、解消されるべき、情報保障の失敗がどこでどのようにおこっているのかの完全な把握は、原理的に不可能ということもある）。そのため、情報保障に対して、地域社会や自治体、立法府、政府がすすめている情報保障政策も千差万別となる。さらにそこには当該社会固有の歴史的背景や偶然（たとえばヘレン・ケラーという傑出した人物の存在など）、文化的要素も多分に影響をあたえている。本調査が意図しているのは、そうした多様な情報保障のありかた、国家、自治体、地域共同体ごとに異なるといってもよい、その具体的な様相を収集・記録し、情報保障政策立案・検証のための材料を蓄積することである。

情報保障のなかでおおきな位置をしめるひとつの優先的課題となってきたのは、言語を媒介としたコミュニケーションが中心となっている現状を反映して、言語的な情報保障である。これはとくに多言語社会であるという自己認識を集团的に維持し、言語上の対立をかかえてきた地域で追究されてきた課題である。スペイン・カタルーニャ自治州は、この点とくに注目に値する地域のひとつである。1975年というおそい時期まで第二次大戦以前からフランコ独裁と明確な言語的抑圧がつづき、公共的セクターでのカタルーニャ語使用が法的裏づけをえたのは1970年代末である。そうした国家語と地域語の摩擦がある地域において、単なる少数言語・劣勢言語の使用を権利とするにとどまらない情報保障はいかなる展開（あるいは停滞）をみせているのか。言語上のコンフリクトの歴史的経験の痕跡はそこにみられるのかいなか。みられないのであれば、その背景はどういうものなのか。地域言語・劣勢言語への視線を維持してきた社会では、かえってコミュニケーションにおける言語主義が強化され、情報保障に必要

¹ 本稿は、科研費（課題番号 15K04022）による成果の一部である。

な言語以外の要素が軽視されているという側面があるのではないかと、検証の意義があるとかんがえられる論点は無数にあげられる。これらの論点は、いわば「言語への視線をもたない」日本列島社会にはない特性に由来するものであり、比較社会言語学的にカタルーニャが意義深い位置にあるゆえんである。

以上の前提のもと、執筆者は、2016年9月8日から9月16日にかけてカタルーニャ自治州バルセロナ市において、情報弱者に対する情報保障に関するききとり調査を行なった。本稿では、情報弱者のなかでもとくに、ろう者に対する情報保障手段のひとつである手話使用に関する調査の一部をとりあげ、カタルーニャ手話の現状を概観することを目的としている。

2. 調査概要

スペインでは、憲法が国家公用語として定めるスペイン語（カスティーリャ語）以外に、各自治州憲章において公用語を規定することができる。カタルーニャ自治州をはじめバスク自治州、ナバラ自治州、ガリシア自治州、バレアレス諸島自治州、バレンシア自治州が、スペイン語に加えて各地域の固有語を公用語としている。このことがスペインが多言語国家といわれるゆえんである。なかでもカタルーニャは、前述したようにその固有語の維持と使用促進に対する意識が比較的高いことが知られている地域である。カタルーニャ語に加え、話者が6000人程度といわれるオック語（アラン語²）も公用語に規定されている。

今回の調査は、カタルーニャの州都であるバルセロナ市における障害者政策、教育政策、手話の現状を調査することが目的で実施された。今回の調査への協力がえられた機関と協力者は以下のとおりである。

- ・ブンペウ・ファブラ大学(Universitat Pompeu Fabra) カタルーニャ手話研究所(Laboratori de Llegua de Signes Catalana³) ジュゼップ・ケル(Josep Quer)教員
- ・カタルーニャ教職員組合 (USTEC: Unió Sindicats de Treballadors de l'Ensenyament de Catalunya⁴) ラケル・ヒメネス・セラノ(Raquel Jiménez Serrano)教員
- ・バルセロナ市障害者センター (Institut Municipal de Persones amb Discapacitat⁵) ラモン・ラミエル・ビジャロ(Ramón Lamiel i Villaró)所長
- ・カタルーニャ社会言語学図書館(Centre de Documentació -Direcció General de Política Lingüística⁶)
- ・バルセロナ市人権センター窓口 (Oficina per la No Discriminació⁷)

カタルーニャ手話研究所、教職員組合、障害者センターにおいては、各機関の担当者と2時間程度の会合を持つことができた。使用言語はスペイン語と日本語である。カタルーニャ社会言語学図書館では司書と、バルセロナ市人権センターでは所長と調査概要と資料収集の進め方について情報交換をしたの

² アラン語およびそれが話されている地域に関する日本語で読める文献については、塚原(2015)を参照。

³ 翻訳通訳学部 (<https://www.upf.edu/factii/lsc/>) の翻訳言語科学学科内にカタルーニャ手話研究所はある (LSC Lab, <http://parles.upf.edu/llocs/lsc-lab/ca/content/inici>)。

⁴ <http://www.sindicat.net/>

⁵ <http://ajuntament.barcelona.cat/accessible/ca/impd/institut-municipal-persones-amb-discapacitat>

⁶ http://llegua.gencat.cat/ca/direccio_general_politica_linguistica/centre_de_documentacio/

同図書館の閲覧室には、「文献一覧 手話 1987-2014年」という15ページからなる独自作成の冊子が備えつけられており、利用者が自由にとることができる。これには、同図書館が所蔵する1987年から2014年までの手話に関する文献一覧が掲載されている。カタルーニャにおける言語問題のひとつとして手話が扱われていることがわかる。

⁷ http://guia.barcelona.cat/detall/oficina-per-la-no-discriminacio_98348163616.html

ち、自治州および市の政策について関連印刷物の収集をおこなった。なお、障害者センターおよび人権センターはバルセロナ市に限定した調査である。そのほかの機関はカタルーニャ自治州全体を管轄域としている。

バルセロナ市は、スペインまたはヨーロッパのなかでも経済的にゆたかな市であることが知られている。実際、市は現在のところ負債を有しておらず、過去にも1992年バルセロナオリンピック開催時、2004年バルセロナ・フォーラム開催時の2回のみ負債を抱えたことがあるのみという。カタルーニャのなかでもバルセロナ市の障害者政策予算の割合は高く、2015年に市長が交替し（初の女性）、さらに予算が増えるだろうと障害者センター所長は述べている（対照的に、自治州レベルでは、以下でも言及するが、財政難のため今後の予算の増加は難しいようである）。

3. カタルーニャ手話とは

スペインには、大きくわけてスペイン手話(*lenguas de signos españolas*)とカタルーニャ手話(*llengua de signes catalana*)があるというのが共通の認識である⁸。国立ろう者連合(*Confederación Estatal de Personas Sordas*)のウェブページには、両手話によるスペイン憲法の翻訳が掲載されている⁹。カタルーニャ手話は、スペインのカタルーニャ地域を中心に使用されている。つまり、音声言語であるカタルーニャ語の使用地域とは一致していない。カタルーニャ語は、スペインではカタルーニャ自治州のほか、バLEARレス諸島自治州、バレンシア自治州（バレンシア語と呼ばれる）で使用されており、それぞれの自治憲章で公用語と定められているが、カタルーニャ手話はカタルーニャ自治州を中心に使用されている。カタルーニャ以外のカタルーニャ語圏ではスペイン手話が使用されている。このふたつの手話はとくに語彙上の相違が大きいとされる。

カタルーニャ手話について「言語」としての現在の呼称 *Llenguatge de signes català / Llengua de signes catalana* が登場するのは1980年代になってからである。それまでは、「ジェスチャー」「ものまね」「サイン」「手」などの言い方で、ろう者のコミュニケーションシステムに言及することが一般的であった（*Quer 2012, 566*）。「言語」と呼ばれるきっかけとなったのは、カタルーニャ手話の語彙に関する最初の書籍 *Lenguaje de signos manuales*（『手話』）¹⁰の出版（1985年）である。同書は、カタルーニャ手話とスペイン手話が大きく異なることが認識されるきっかけともなった。当時としては珍しいことではないが、カタルーニャ語ではなくスペイン語で書かれていること、書名に「カタルーニャ」という地域名が入っていないことから、スペイン手話使用者の側から、カタルーニャ手話が別のものとして認識され、両者間の相違点がみいだされたと考えられる。アメリカ合州国で1987年に出版された『ギャロデット ろう者およびろう百科事典』にもつぎのようにある。

「スペイン全体をとおして、それぞれの身振り(*gestures*)にある小さな差異は理解の妨げにはならない。唯一の例外はカタルーニャである。スペイン手話(*sign*)の身振りが優勢であったとしても、カタルーニャにはかなり異なった土着(*native*)の手話(*sign language*)がある」(*Van Cleve 1987, 108*)

ただし、両話者間の交流が多くなるにつれ両手話が近づいてきていると、カタルーニャ手話研究所のケル氏は述べている。その近づき方、どのようにあゆみよりがされているのか、それは一方による他方への侵襲的变化なのかなど、言語接触・混濘に関わる社会言語学的課題として興味深い。

カタルーニャ手話は、音声言語であるカタルーニャ語ともまったく異なる言語として認識されている。

⁸ 以下、原語を追記する場合、スペイン全体に関わる場合はスペイン語で、カタルーニャの文脈にはカタルーニャ語を使用する。

⁹ <http://www.fundacioncnse.org/constitucionenlenguadesignos/indice.php>

ただし、スペイン語をのぞいた自治州4公用語版が掲載されている政府刊行物局(*Agencia Estatal Boletín Oficial de Estado*)のウェブページには、手話版は掲載されておらず、リンクもはられていない。

<https://www.boe.es/legislacion/constitucion.php>

¹⁰ Jorge Perelló y José Frigola (1985) *Lenguaje de signos manuales*. CIE Inversiones Editoriales Dossat.

カタルーニャ手話とは、日本手話と音声日本語がそうでないのと同様に、音声カタルーニャ語を手指で表したのではないということである。これは統語論的に確証されている。例としてケル氏は、カタルーニャ手話では動詞や疑問詞を文の後方に置くということをあげる。音声カタルーニャ語では、疑問文のための疑問詞は文頭にくること、文型としては主語＋動詞＋目的語が一般的であり、動詞は一般的に目的語に前置されることが一般的である。当然、カタルーニャ手話に存在しない単語や新語などにはカタルーニャ語の書記体系を指文字化したものが使用されるが、それ自体を手話とよぶことはない。ケル氏に、日本手話と日本語対应手話のような対立を説明した上で、このような対立があるか確認したところないということだった。したがって、音声言語対应手話（使用者）が非対应手話（使用者）より優勢な位置にたつといった現象は生じないとおもわれる。

4. カタルーニャ手話法

2007年10月23日にスペインで「スペイン手話の認知と、ろう者および聴覚障害者、盲ろう者の口話によるコミュニケーション支援方法の整備のための法律 (Ley 27/2007, de 23 de octubre, por la que se reconocen las lenguas de signos españolas y se regulan los medios de apoyo a la comunicación oral de las personas sordas, con discapacidad auditiva y sordociegos)」(以下では、スペイン法と呼ぶ)が成立した。その後、カタルーニャ自治州では2010年6月3日に「カタルーニャ手話法 (Llei 17/2010, del 3 de juny, de la llengua de signes catalana)」が制定されている。ケル氏によれば、この二つの法律の大きな違いは、前者がろう者および視聴覚障害者に対する情報保障のための法律であるのに対し、後者は手話使用の権利を規定している点にある。

このカタルーニャ手話法には長い前文がある。そこでは、カタルーニャ手話の定義と歴史、この法律がカタルーニャ議会で成立するまでの過程が記されている。ここではカタルーニャ手話は、「カタルーニャのろう者および盲ろう者の言語である。ろう者の基本的な(primari)言語体系として、ろう者および盲ろう者集団(コミュニティ)によって使用される身体的(身振りの)視覚的様態の自然言語(llengua natural)と定義されている(カタルーニャ手話法 1)¹¹。

前文によれば、1800年には、すでにバルセロナ市立のろうあ学校でカタルーニャ手話で使用されていた。また、ろう児童は当時から教育言語として音声言語かバイリンガルかの自由な選択ができたようである。制定過程において、2007年カタルーニャ議会は、カタルーニャ手話の認知と促進を政府として支持することを決定し、自治州副知事室主導で、法案作成のワーキンググループを結成している。このワーキンググループは言語政策局によって運営され、手話使用者、手話通訳者、規範作成に関わる研究者などで構成されている。

まず、第1章(第1条から第3条)では、法律の対象と目的が定義されている。続く第2章(第4条から第7条)は、手話の使用、習得、教育、研究、通訳の権利について言及している。第3章(第8条から第11条)は、カタルーニャ手話の普及および規範/標準化(normativització)をすすめる機関、相談機関を定めている。まず、カタルーニャ研究院が手話の規範を決定する機関となる。ケル氏によれば、手話研究やそのための助成金募集なども研究院を通しておこなわれる。カタルーニャ手話社会協議会(Consell Social)を設立し、手話に関する助言、相談、政府への言語政策への参画をおこなう。

以上のようにカタルーニャ手話使用の権利を定めてはいるが、この法律の制定が不況の真ただ中でなされ、その後も十分好転していないことから、政策的な具体化という側面ではすすんでいないというのがケル氏の見解である。

なお、現自治憲章第50条6項においては、公的な場でのカタルーニャ手話使用の保障と、カタルー

¹¹ 自然言語という概念が破綻しており、学術的・法的定義としてつかえるものではないことは、木村(2007)によって明らかにされているが、こうした新しい法律においても依然無造作に使われているのが現状である。

ニヤ手話が教育、保護、尊厳の対象になることが定められている¹²。

5. ろう児童と教育

法律で手話の使用が権利として認められている一方、手話を第一言語とするろう者は減少している。その理由として、まず子どもが聞こえていないのではないかと親が気づいた際に最初に相談するのは医療機関であり、医療機関ではほとんどの場合人工内耳の装用をすすめられるからである。その結果、親は口話法を選択する。手話(法)に出会うのは就学前教育または初等教育に入ってからとなるため、言語能力の遅延例は非常に多いとケル氏は述べる。両親がろう者であっても人工内耳を装用するケースはあり、ろうコミュニティでも人工内耳を受け入れる傾向がでてきている。当然ながら、手話をろう者アイデンティティの源泉ととらえる人工内耳否定派も存在する¹³。

法律との関係では、カタルーニヤ手話法第4条において、カタルーニヤ手話の使用、習得、教育、研究、通訳の権利を定めている。第5条では、教育機関において、カタルーニヤ手話と音声言語で保護者に対する情報保障、5条4項で高等教育における手話専門家の配置を定めている。

一方、スペインの障害児教育政策においては統合教育がすすめられており、カタルーニヤにおいても同様である。ただし、現場の教職員には、予算不足による研修・人材不足、方法上の困難などからつよい抵抗がある。そもそも大学の教員養成課程において、統合教育に関する教育や研修がなされていないこともある。カタルーニヤでは数年前に統合教育に関する法案が提出されたが、政府と現場との間のすりあわせがうまくいっておらず、今後の動向は不透明なのが現状である¹⁴。

統合教育がすすめられていることからわかるように、現在のカタルーニヤには手話のみを使用する学校やろう学校は存在しない。手話と音声言語のバイリンガル学校があり、音声言語と手話通訳によって授業がおこなわれる。バイリンガル学校では科目としての手話の授業があり、聞こえるこどもも手話を学習することができる。ただし、インタビューに応じたカタルーニヤ教職員組合のラケル氏によれば、科目としての手話の授業を受けるのはほとんどがろう児童で、聞こえるこどもは、ろう児童のこどもとの会話のなかで手話を覚えていくという。

6. 手話通訳

手話通訳はサービスとして存在している。たとえば法廷では手話通訳が配置される¹⁵。一方病院やその他公共機関では、カタルーニヤろう者連合(FESOCA¹⁶)など手話団体に依頼すれば手話通訳が無料で派遣される。しかし、日程や時間帯、場所の調整などで通訳者派遣がえられない場合、民間の派遣会社に依頼するケースもありうるが、その場合は有料となる。また、通訳派遣会社があり、ボランティア通訳への完全依存からの離脱、通訳の職業化はなされている。しかし、手話通訳は音声言語通訳よりも報酬が低く設定されているという問題がある。

7. おわりに

当初、国民国家内の少数言語話者を多数かかえるカタルーニヤ自治州においてだけではなく、多言語

¹² ヨーロッパ諸国の言語法をまとめた『欧州諸国の言語法』(渋谷 2005)の改訂版が今後出版されるとすれば、スペイン法およびカタルーニヤ手話法、カタルーニヤ自治憲章のこの条文も追加されることになるだろう。

¹³ 人工内耳と手話の関係については金澤 (2016) の整理が参照枠として有効である。

¹⁴ 障害をもつ児童だけでなく、移民でスペイン語または自治州公用語の運用能力が十分でない児童に対する取り出し授業にも反対する団体が存在する。そこには、すべての児童が同じ教室で学ぶという理想がある(Agencia EFE 2008)。取り出し授業や特別支援学級などの政策は「分離主義」(separatista)とよばれることがある。

¹⁵ カタルーニヤの音声言語による司法通訳については塚原 (2009) を参照。

¹⁶ Federació de Persones Sordes de Catalunya (<http://www.fesoca.org/es/>)

国家であるスペインという国全体において手話の存在・機能に対する意識が高いのではと予想されたが、ケル氏の見解は異なっていた。スペイン語のほかに公用語を定めている自治州は、全 17 自治州のうち 6 自治州であり、それ以外の地域では、「単一言語社会に暮らしているという意識の方が高く、自分たちの国が多言語であるという認識は高くないはず」という。また、バイリンガル（地域によってはトリリンガル）地域であるカタルーニャにおいても、手話法が制定され、手話がひとつの言語であるという認識が高まっていることは確かではあるが、十分ではないというのがその見解である。たとえば、カタルーニャの政治的独立に対する支持が高まり、独立後を想定した憲法草案が支持派によって作成されたが、その草案の中に、独立後の国家語のひとつとしてカタルーニャ手話が想定されていなかったことをケル氏は例にあげている。この点に対する働きかけは関係団体からおこなわれている。

カタルーニャ手話の特徴として、プンペウ・ファブラ大学言語センターがカタルーニャ手話研究所を有し、関係団体と連携協力しながら、カタルーニャ手話の研究、普及に積極的に関わっているという点があげられる。研究、教育、社会活動の 3 点からカタルーニャ手話および使用者のサポートがなされている。2004 年に関連書籍を出版した際には、「カタルーニャ手話使用者自身に、カタルーニャ手話を言語であるという認識がなかったこと」があらためてあきらかになり、それによって「言語であるということ」を認識し、自分たちの言語活動を肯定的にとらえられるようになった」という。

また研究所は、年に 1~2 回カタルーニャ手話のイベントを開催するなど、手話団体への支援、手話話者との連携をはかっている。2016 年にろう児童の両親が学校における教育人材不足に対する申し立てをした際にも保護者側を支援するというように、ふかく社会的に関与している。2016 年 3 月 11 日にはスペイン国立バルセロナ大学において「学校における手話：現状と将来の展望 «La llengua de signes a l'escola: realitats i perspectives de futur»」という報告会が開催された。バルセロナ大学危機言語センターとカタルーニャ手話研究所及びカタルーニャ政府の共催である。そこでは、カタルーニャ手話使用の権利や、ろう幼児教育におけるカタルーニャ手話の役割などが議論されている。

2016 年 4 月にはカタルーニャ手話無料オンライン講座（4 週間）が開講された。プンペウ・ファブラ大学カタルーニャ手話研究所がこの講座を制作している。講座では、カタルーニャ手話の映像に対し、英語、カタルーニャ語、スペイン語で解説がされている。その反応について尋ねてみると、「登録者は多かったがその多くが修了していない。無料オンライン講座はそうなりやすい」とのことであった¹⁷。ただ、この講座開講を通して、少なくともカタルーニャ手話の認知度は高くなったであろうし、プンペウ・ファブラ大学がカタルーニャ手話研究とその普及に力を入れていることも知られたであろう¹⁸。

ただし、ケル氏がかたっているように、手話を第一言語とするろう者の数は減少しており、90%は口話法を選択するという。つまり、手話使用者の権利は認めるが口話法を推奨するというのが社会的な流れになっているようだ。たとえば、カタルーニャにはろう者の団体はふたつあり、そのうちのひとつ FESOCA は手話法をすすめているが、もうひとつの ACAPPS 連合¹⁹は完全に口話法を推進する立場をとっている。前述した 2016 年 3 月に開催された「学校における手話」の報告会について、本調査とは別の機会に主催者のひとりに尋ねたところ、「政府は口話による教育をすすめたがっており報告会への参加を説得するのがたいへんであった」という。カタルーニャの統合教育に関して日本語で書かれた数少ない文献のひとつである『スペイン語圏のインクルーシブ教育と福祉の課題』（黒田 2016）には、カタルーニャの聴覚障害児童に対する教育に関する論文が掲載されているが、そこでも手話への言及がまったくなされていない。カタルーニャには、「カタルーニャ障害者代表委員会（cocarmi）²⁰」というす

¹⁷ 筆者もこのオンラインコースに登録した一人である。

¹⁸ さらにいえば、この無料オンライン講座について、日本の大学で、聴覚障害をもつ手話使用学生がスペイン語科目（またはカタルーニャ語、英語）を履修した際、音声教材や課題の代替として利用できるのではないかと検討中である。

¹⁹ Federació d'Associacions Catalanes de Pares i Persones Sordes (<http://www.acapps.org/web/>)

²⁰ Comitè Català de Representants de Persones amb Discapacitat (<http://www.cocarmi.cat/>)

べての障害者関連団体が加盟する委員会があり、そこには前述の2つのろう者団体も加盟しているため、手話の振興や教育が障害者運動における優先課題としては認識されにくくなる構造があることも関係しているだろう。

本調査で確認されたのは、被抑圧状態にあった固有語の復権にとりくみ、「言語正常化」として実現してきたカタルーニャにおいて、その言語的抑圧をめぐる歴史的経験が手話言語のありようや情報保障体制に与えてきた影響は限定的とみられることである。カタルーニャ手話に関しては、今世紀にはいつてから十全な形で—たとえば日本と比べればその充実度はいっそう際立つ—立法化がすすめられおり、たしかにこれを歴史的経験によるものとみることはできる。しかし、他方そこでうたわれている権利保障の裏付けとなる教育体制においては、スペイン政府の方針ということもあり、統合教育へと急速に舵がきられつつあり、ここには矛盾した状況が観察できる。中・初等教育における子どもへの教育言語として手話を用いず、また手話を教員養成上の課題のひとつとしないならば、すくなくとも教育の場における十分な情報保障は成立しえないからである。また手話に関わる当事者団体も一枚岩ではなく、障害児教育にたずさわる教員らは、早期に統合教育が破綻する懸念についてかたっている。ここに、同自治州の政治的独立という要素もからみ、状況は一層流動的になっている。情報保障もふくめた社会政策を多様に展開できるだけの資源を有しているカタルーニャにおいて、これらの変数がどう推移していくのかを、多言語社会における情報保障のひとつのケースとして、継続的に観察していく意義は小さくないだろう。

参考文献

- 黒田学. 2016. 『スペイン語圏のインクルーシブ教育と福祉の課題』(クリエイツかもがわ)
- 金澤貴之. 2016. 「手話言語をめぐる法制化と人工内耳をめぐる」『社会言語学』16: 37-48.
- 木村護郎クリストフ. 2007. 「言語における「自然」と「人為」--説明用語から分析対象へ」『ことばと社会』(三元社) 10: 120-135.
- 塚原信行. 2009. 「スペイン・カタルーニャ自治州における司法通訳制度に関する考察」『イスパニカ』(日本イスパニヤ学会) 53: 127-149.
- 塚原信行. 2015. 「アラン谷における早期多言語教育—日本の言語教育に与える示唆」西山教行／大木充編著『世界と日本の小学校英語教育—早期外国語教育は必要か』(明石書店) 102-124.
- Agencia EFE (2008) "Cómo integrar a 85000 nuevos alumnos inmigrantes cada año" (「毎年8万5千人の児童をどのように統合するのか」)
(<http://www.farodevigo.es/sociedad-cultura/2008/08/23/integrar-85000-nuevos-alumnos-inmigrantes-ano/252864.html>, 2008年8月23日付けに掲載)

Quer, Josep (2012) "Legal Pathways to the Recognition of Sign Languages: A Comparison of the Catalan and Spanish Sign Language Acts" *Sign Language Studies*. vol.12. No. 4, summer, 565-582.

Van Cleve, John V. *Gallaudet encyclopedia of deaf people and deafness*. Gallaudet University.